

N P O 法人水道千葉 行動マニュアル

N P O 法人水道千葉

1. 行動の理念

我々、NP0 法人水道千葉の会員及び活動参加者は、長年水道事業に従事した経験で培われた知識と能力を活かし、社会貢献活動を行うことによって、質の高い水道サービスの充実を図り、以って、県民の福祉に寄与することを目的に行動する。

2. 社会的役割

県民生活に直接影響を及ぼす公的水道事業は、少子高齢化の時代の流れの中で、民間企業への業務委託がますます増加すると予測される。

会員及び活動参加者は、県民の水道ニーズに対応する支援、水道事業体及び民間企業が行う水道サービスを支援することを主な目的とし、当法人の活動計画に基づき、自主的、自律的、継続的に行動する。

3. 会員及び活動参加者の相互協力

行動の理念を大切にし、多くの仲間と事業や活動を展開していくことが、得がたい楽しさにつながるよう、活動区域や主義主張の相違を越えて、お互いに協力し合い、しなやかに行動する。

4. 法令・規定の順守

公的水道事業に係わる業務の支援者として、その責務を自覚し、諸法令に常に注意を払い、法令・規定を順守して行動する。

5. 信用を害する行為の禁止

当法人の活動が社会貢献活動であることを自覚し、社会倫理に反する言動によって、当法人及び関係者の信用を害する行為を行わない。

6. 情報管理

1) NP0 法人の活動は、市民の信頼を得てはじめて成り立つものであり、その信頼は情報を公開することによって得られる。

当法人の活動の健全性に関する説明責任や、社会的な説明責任がある情報は全て公開を原則とする。

ただし、活動相手から得た情報の内、守秘義務があるもの及び個人情報保護法に基づくものは非公開である。

2) 市場競争力に関する情報や顧客情報、関連企業の情報は、非公開情報である。特に外部に漏れてはならない情報は、注意して扱う。

3) 個人情報を収集する時は、適法かつ公正な手段により行わなければならない。個人情報保護の重要性を認識し、個人の権利・利益を侵害することの無いように、知り得た個人情報を目的外に利用したり、他に知らせてはならない。

7. 行動概要の記録及び提出

会員及び活動参加者は、活動計画に基づく打合せ、事業活動等を行った場合は所定の様式により、概要を記録し事務局へ提出するものとする。

また、行動に伴う経費についても同様に、予め決められた金額及び必要事項を記入して、事務局へ請求し、受領するものとする。

8. 緊急連絡体制

会員及び活動参加者は、緊急に法人関係者に連絡を必要とする時は、第一連絡者を事務局長とし、不在の時は事務局員へ連絡するものとする。

第一連絡者、または、事務局員は、受けた連絡内容によって、さらに連絡が必要な会員及び活動参加者に連絡するものとする。

9. その他

この行動マニュアルは、平成 22 年 1 月 1 日から適用する。